

○下田臨海実験センター船舶等利用細則

〔平成 22 年 4 月 1 日〕
下田臨海実験センター部局細則第 3 号

改正 平成 22 年下田臨海実験センター部局細則第 5 号

平成 27 年下田臨海実験センター部局細則第 1 号

平成 27 年下田臨海実験センター部局細則第 2 号

平成 29 年下田臨海実験センター部局細則第 1 号

令和 4 年下田臨海実験センター部局細則第 3 号

令和 8 年下田臨海実験センター部局細則第 1 号

下田臨海実験センター船舶等利用細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、下田臨海実験センター細則（平成 22 年下田臨海実験センター部局細則第 1 号）第 9 条の規定に基づき、下田臨海実験センター（以下「センター」という。）が所有する船舶（つくばⅡ）及びダイビング用品並びに宿泊施設（以下「船舶等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第 2 条 センターの利用は、研究、教育その他筑波大学（以下「本学」という。）の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用資格)

第 3 条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) 共同利用・共同研究の拠点活動に係る他大学及び他研究機関の職員及び学生
- (4) その他下田臨海実験センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用の手続)

第 4 条 船舶等を利用しようとする者は、利用の 2 週間前までに、所定の利用申込書を提出し、センター長の許可を受けなければならない。

(利用者の義務)

第 5 条 船舶等を利用する者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用規約を遵守し、常に

良好な状態を保つよう努めなければならない。

- 2 利用者は、船舶等の利用について、センターの職員の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、故意又は重大な過失により、船舶等を損傷し、又は紛失したときは、その損傷に相当する費用を弁償しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 利用者が、この部局細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、利用の途中でであっても、当該利用の許可を取り消すことができる。

(経費の負担)

第7条 利用者が、船舶等を利用する場合は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

- 2 利用者の都合により利用を取り消した場合は、納付した利用料は返付しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、利用料の一部又は全部を負担させないことがある。

(経費の負担方法)

第8条 前条に規定する経費の負担方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 現金
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）第27条第2項に定める支出予算区分の支出予算で負担する場合は、当該予算の振替によること
- (3) 前号以外の場合は、国立大学法人筑波大学出納命令役の発する請求書によること

(その他)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、船舶等の利用に関し必要な事項は下田臨海実験センター運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この部局細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.9.6 下田臨海実験センター部局細則第5号）

この部局細則は、平成22年9月6日から施行し、改正後の下田臨海実験センター船舶等利用細則の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則（平27.3.20 下田臨海実験センター部局細則第1号）

この部局細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.10.15 下田臨海実験センター部局細則第2号）

この部局細則は、平成27年10月15日から施行する。

附 則（平 29.3.30 下田臨海実験センター部局細則第 1 号）
この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 4. 1 下田臨海実験センター部局細則第 3 号）
この部局細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 8. 4. 1 下田臨海実験センター部局細則第 1 号）
この部局細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

項 目		利 用 料	
船 舶	つくばⅡ	1時間あたり	10,000 円
宿泊施設	教職員・学生・その他一般	1泊あたり	1,700 円
	学生（3泊以上）	1泊あたり	1,000 円
	本学の学生（3ヶ月以上）	1泊あたり	500 円
式根島ステーション	教職員・学生・その他一般	1泊あたり	700 円